

令和2年 第2回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和2年11月17日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (11月17日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○議事日程の報告	5
○議席の指定について	5
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙	6
○副議長の挨拶	7
○日程の追加(議長辞職の件)	8
○議長辞職の件	8
○議長退任の挨拶	9
○日程の追加(議長の選挙)	9
○議長の選挙	10
○議長就任の挨拶	11
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第3号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15

○一般質問	28
○閉会中の継続調査の許可	32
○閉会の宣告	32
○会議録署名	33
○議案等議決結果	35

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第101号

令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月2日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 士

記

- 1 日 時 令和2年11月17日（火） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和2年11月17日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 6号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 閉会中の継続調査の許可

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 6号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 閉会中の継続調査の許可

出席議員（50名）

1番	だん 段	ぎ 木	かず 和	ひこ 彦	2番	いわ 岩	い 井	ふみ 文	お 男
4番	なか 中	むら 村	しず 静	お 雄	5番	もと 本	はし 橋	りょう 亮	いち 一
6番	ひら 平	の 野	たか 卓	よし 義	7番	やま 山	ぐち 口	えい 栄	さく 作
8番	ひら 平	い 井	ただ 正	かず 一	9番	たいら 平		ゆき 子	
10番	かん 神	ぎき 崎	とし 利	かず 一	12番	せい 清	みや 宮	とし 利	お 男
13番	よね 米	もと 本	やい 弥	いちろう 一郎	14番	いい 飯	のう 生	よし 喜	まさ 正
15番	つむら 円	や 谷	のり 憲	ひと 人	16番	いわ 岩	せ 瀬	よし 義	のぶ 信
19番	こう 河	の 野	しん 慎	いち 一	20番	さわ 澤	だ 田	あつ 敦	し 士
21番	すず 鈴	き 木	よし 美	かず 一	22番	こ 小	やす 易	かず 和	ひこ 彦
23番	さ 佐	とう 藤	よう 葉	こ 子	24番	わた 渡	なべ 辺		つとむ 務
25番	いち 一	せ 瀬	けん 健	じ 二	26番	と 戸	だ 田	ゆき 由	きこ 紀子
27番	あり 在	はら 原	なお 直	き 樹	28番	やま 山	だ 田	まさ 雅	し 士
29番	なか 中	ざわ 澤	しゅん 俊	すけ 介	30番	たけ 竹	うち 内	よう 陽	こ 子

31番 野 並 慶 光
 33番 大 木 傳 一郎
 35番 萩 原 善 和
 37番 秋 葉 好 美
 39番 橋 本 浩
 41番 菅 澤 環
 43番 古 川 徹
 45番 川 島 富士子
 47番 伊 原 邦 雄
 49番 東海林 東 治
 51番 和 田 和 夫
 53番 土 井 茂 夫

32番 阿 部 美津江
 34番 久保木 清 司
 36番 半 場 新 一
 38番 地 福 美枝子
 40番 木 内 直 樹
 42番 鈴 木 正 昭
 44番 小 嶋 秀 樹
 46番 吉 野 繁 徳
 48番 木 嶋 晴 一
 50番 月 岡 清 孝
 52番 やま 田 久 子
 54番 あお 青 木 悦 子

欠席議員（4名）

3番 久保川 隆 志
 17番 増 茂 誠 二

11番 なか 中 村 孝 治
 18番 かさ 笠 原 久 恵

説明のため出席した者

広域連合長 清水 聖 士
 局長 山 本 昇
 総務課長 鶴 岡 徹
 資格保険料課長 岩 田 敬 一
 給付管理課長 西 澤 重 悟

副広域連合長 岩 田 利 雄
 局次長兼
 会計管理者 石 渡 真 志
 総務課長補佐 渡 部 孝 雄
 資格保険料課長補佐 黒 岩 博 之
 給付管理課長補佐 竹 見 敬

議会事務局職員出席者

議会事務局長 松 井 幸 一
 書記 吉 田 紀 明

書記 古 谷 将 太
 書記 浜 崎 直 人

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（山口栄作） それでは、ただいまから令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は50名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

傍聴者及び執行部から写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（山口栄作） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条の規定による辞職許可をした議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において、お手元に配付の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、2名を指名いたしました。

次に、広域連合長から議案6件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について7件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおり、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（山口栄作） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程表のとおり進めたいと存じますので、ご了承願います。

◎議席の指定について

○議長（山口栄作） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（山口栄作） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、33番、大木傳一郎議員、34番、久保木清司議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山口栄作） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと存じます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口栄作） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（山口栄作） 次に、日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

現在、副議長が不在となっておりますので、これより副議長の選挙を行います。

副議長選挙につきましては、申合せにより、「千葉県町村議会議長会が推薦した者とする。選挙の方法は、議長による指名推選とする。」となっております。

千葉県町村議会議長会からは、広域連合議会副議長に、御宿町議会議長である土井茂夫議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口栄作） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口栄作） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

私、議長は、副議長に土井茂夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました土井茂夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口栄作） ご異議なしと認めます。

よって、土井茂夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました土井茂夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長の挨拶

○議長（山口栄作） ここで、当選されました土井茂夫議員にご挨拶をお願いいたします。

〔土井茂夫副議長 登壇〕

○副議長（土井茂夫） ただいま副議長に選任していただきました、御宿町の土井茂夫でございます。就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

県内全ての市町村から成る広域連合議会の副議長という要職に、多くの皆様からご推挙いただき、厚く御礼申し上げますとともに、この要職の責任の重さを痛感しているところでございます。

今後、山口議長の下、微力ではありますが、公平かつ円滑なる議会運営に努めてまいりますので、皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山口栄作） どうもありがとうございました。

ここで、土井茂夫副議長と交代いたします。

〔議長退席 副議長、議長席に着席〕

○副議長（土井茂夫） これからの会議は、副議長の私が代わって議事を進めます。ご協力願います。

議長から、一身上の都合により議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されております。

この取扱いを協議するため、直ちに議会運営委員会を開催いたします。

議会運営委員の皆さんは、2階アイリスへお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は10時20分を予定しております。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時17分

○副議長（土井茂夫） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

◎日程の追加（議長辞職の件）

○副議長（土井茂夫） 先ほど開催された議会運営委員会において、山口栄作議長の辞職願の取扱いについてご協議いただいた結果、まず議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とし、議長の辞職許可の決定後、さらに議長選挙についても日程に追加の上、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

まず、議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議長辞職の件

○副議長（土井茂夫） 追加日程、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山口栄作議長の退席を求めます。

〔議長 山口栄作 退席〕

○副議長（土井茂夫） 議長の辞職願を議会事務局に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議会事務局長（松井幸一） 辞職願

私儀

今般、一身上の都合により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長を辞職いたしました、お届けいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 土井茂夫様

令和2年11月17日 山口栄作

○副議長（土井茂夫） お諮りいたします。

山口栄作議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

山口栄作議員の除斥を解除いたします。

〔7番 山口栄作 入場〕

◎議長退任の挨拶

○副議長（土井茂夫） 山口栄作議員、議長の辞職に当たり、ご挨拶をお願いいたします。

〔7番 山口栄作 登壇〕

○7番（山口栄作） 議長を辞任するに当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

平成30年11月27日に、松戸市議会より広域連合議員として選出され、令和元年8月5日の広域連合議会第1回臨時会におきまして、皆様のご推挙により、広域連合議会議長に就任させていただきました。

しかしながら、一身上の都合で、本定例会をもって議長の職を辞することといたしました。議長就任から約1年、私としては、大過なく務めることができたのではないかと考えております。これもひとえに議員の皆様、そして連合長をはじめ執行部の皆様の温かいご理解とご支援、ご協力があったからこそと深く感謝を申し上げます。

また、議長として広域連合という特別な組織で様々な経験もさせていただきました。今後におきましても、皆様方と一緒に広域連合のますますの発展のため、後期高齢者医療の安定的な制度運用のため、微力ではございますが、これまでの経験を生かして引き続き努力してまいる所存でございます。

重ねて在任中のご協力に対しまして心から御礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（土井茂夫） ありがとうございます。

◎日程の追加（議長の選挙）

○副議長（土井茂夫） ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加の

上、直ちに選挙を行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

ここで資料を配付いたします。

〔資料配付〕

◎議長の選挙

○副議長（土井茂夫） これより議長の選挙を行います。

議長選挙につきましては、申合せにより「千葉縣市議会議長会が推薦した者とする。選挙の方法は、副議長による指名推選とする。」となっております。

千葉縣市議会議長会からは、広域連合議会議長に、銚子市議会議長であります岩井文男議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、副議長が指名することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、副議長が指名することに決定いたしました。

私、副議長は、議長に岩井文男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました岩井文男議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、岩井文男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩井文男議員が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○副議長（土井茂夫） ここで、当選された岩井文男議員にご挨拶をお願いいたします。

〔議長 岩井文男 登壇〕

○議長（岩井文男） ただいま議長に選任いただきました、銚子市の岩井文男でございます。議長就任に際しまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

県内54市町村から成る広域連合議会の議長という名誉ある要職にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。議会議長という大役を仰せつかることとなり、身に余る光栄とともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

今後、前任の山口議長と同様に公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様、連合長をはじめ、執行部の皆様方の深いご理解とご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。議長就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（土井茂夫） ありがとうございます。

岩井文男議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席に着席〕

○議長（岩井文男） ただいまの議長選挙により、議会運営委員に欠員が生じました。

よって、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに議席番号13番、旭市の米本弥一郎議員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井文男） 次に、日程第5、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士 登壇〕

○広域連合長（清水聖士） 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

初めに、当広域連合の状況等についてご報告申し上げます。

令和2年度9月末現在、当広域連合の被保険者数は約84万7,000人となり、昨年度同時期と比べ約2万人の増、県人口に占める割合は約13.5%となっております。

本年度、令和2年度は、新たに75歳に到達される方の増加ペースは一時的に緩むものの、令和4年度以降、団塊の世代が75歳となり始め、被保険者数が増加することが予想されております。

国では、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様化する中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うため、全世代型社会保障検討会議が開催されております。また、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため新しい生活様式が提唱されるなど、これまでにない大きな変化が生じております。

そのような状況の中、当広域連合では、被保険者の皆様に安心して毎日を過ごしていただくために、国や県の動向を注視しながら、各市町村と連携し、適切に制度運営に当たってまいりたいと考えております。

本日は、議案6件を提出させていただいております。

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、本条例の一部改正を行った専決処分についてご承認をいただこうとするものでございます。

専決処分の理由であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に当たり、本条例の改正を経ないと各市町村の関係条例を改正でき

ないこと、傷病手当金の性質上、速やかに給付を開始すべきであること等の理由により
急施を要することから専決処分を行ったものでございます。

条例改正の概要ですが、今回新たに附則第5条から第7条を加えるものであります。

専決処分日及び施行期日は、共に令和2年5月1日でございます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井文男） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

申合せ及び会議規則により、質疑における発言時間は、今定例会のみ答弁を含め1人
20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。

大木傳一郎議員からの通告がありますので、発言を許します。

大木議員から、自席で発言したいとの申出がありましたので、これを許可いたします
ので、ご了承願います。なお、これ以降の質疑、一般質問においても併せて許可をいた
したいと思っております。

それでは、お願いします。

○33番（大木傳一郎） 皆さん、ご苦労様です。

議案第1号について若干質疑させていただきたい。

議案1ページに載っているコロナ関連傷病手当の内容についての説明を求めます。

以上、まずお願いします。

○議長（岩井文男） 西澤重悟給付管理課長。

○給付管理課長（西澤重悟） 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の内容につい
てお答えいたします。

こちらは、新型コロナウイルスに感染した被保険者、または感染の疑いがある被保険
者が職場を休業した場合、この場合に傷病手当金を支給するものでございます。

○議長（岩井文男） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） これは、コロナ前の現状がどうであったか。それから、このコロ
ナで、今第3波が騒がれている状況、今、現状ですけれどもね。そういう中でどんな変
化が起きているか、その辺の状況報告をお願いしたい。

○議長（岩井文男） 西澤重悟給付管理課長。

○給付管理課長（西澤重悟） 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷
病手当金の現状等についてお答えします。

令和2年10月末現在の当該傷病手当金の申請及び支給の件数は2件、支給金額の合計は47万1,922円です。また、この傷病手当金は、国の財政支援の適用期間が現段階では12月31日までとされておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等により適用期間が延長される場合も考えられますので、こうした動向を踏まえ適切に対応してまいります。

○議長（岩井文男） 以上で質疑を終わります。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井文男） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井文男） 次に、日程第6、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、段木和彦議員の退席を求めます。

〔1番 段木和彦 退席〕

○議長（岩井文男） 提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士 登壇〕

○広域連合長（清水聖士） 議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、広域連合規約第16条第2項に基づき、広域連合議員から選任する議会選出監査委員として段木和彦議員を選任しようとするもので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ここで提案しております段木和彦議員におかれましては、千葉市議会で様々な役職を歴任されており、学識、経験共に大変豊かな方と存じております。ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（岩井文男） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井文男） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は同意されました。

段木和彦議員の入場を認めます。

〔1番 段木和彦 入場〕

○議長（岩井文男） ここで、監査委員に選任されました段木和彦議員が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

〔1番 段木和彦 登壇〕

○1番（段木和彦） ただいま議長よりご紹介にあずかりました、千葉市の段木でございます。

このたびは、監査委員にご選任いただきまして誠にありがとうございます。大変身の引き締まる思いでございます。今後、監査委員の職務を遂行するに当たりましては、その重要性を深く認識いたしまして、さらに誠実かつ公正に職責を果たしてまいり所存でございます。

今後、議員の皆様、執行部の皆様、事務局の皆様におかれましては、これまで同様、ご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岩井文男） ありがとうございます。

◎議案第3号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井文男） 次に、日程第7、議案第3号から第6号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

[広域連合長 清水聖士 登壇]

○広域連合長（清水聖士） 議案第3号と第4号は、令和元年度の千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計と特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

これらは、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定に付すものでございます。

まず、議案第3号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額25億8,849万6,308円で、前年度と比較し2億2,143万3,114円、7.9%の減少となっております。これは主に繰入金や繰越金の減少によるものでございます。

歳出決算額は23億1,413万730円で、前年度と比較し2億6,264万3,356円、10.2%の減少となっております。これは主に総務費、民生費の減少によるものであります。

なお、令和元年度決算の一般会計歳入歳出差引額は2億7,436万5,578円でございます。

次に、議案第4号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額6,572億8,087万3,526円で、前年度と比較し371億4,117万1,869円、6.0%の増加となっております。これは主に市町村支出金、国県支出金、支払基金交付金の増加によるものでございます。

歳出決算額は6,479億5,470万8,251円で、前年度と比較し377億4,088万6,762円、6.2%の増加となっております。これは主に保険給付費の増加によるものでございます。

なお、令和元年度決算の特別会計歳入歳出差引額は93億2,616万5,275円でございます。

次に、議案第5号と第6号は、一般会計と特別会計の補正予算についてでございます。

これらは、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

まず、議案第5号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1億3,772万3,000円削減し、補正後の予算額を25億4,944万7,000円とするとともに、債務負担行為を1件設定するものでございます。主な内容といたしましては、歳入では分担金及び負担金を減額し、また繰越金を増額し、歳出では決算剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案第6号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第

1号)につきましては、歳入歳出をそれぞれ78億8,138万7,000円追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,600億1,028万3,000円とするとともに、債務負担行為を6件設定するものでございます。主な内容としましては、歳入では支出金、繰越金、歳出では後期高齢者医療保険料調整基金積立金、各種負担金返還金などの補正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井文男） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号から第6号までの4件に対する質疑を一括して行います。

申合せ及び会議規則により、質疑における発言時間は、今定例会のみ答弁を含め1人20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。

3名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） おはようございます。長南町の和田和夫です。

議案第3号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出決算の認定についてお伺いいたします。

1点目、不用額についてです。

予算現額では2億1,250万6,000円、そして不用額は2億3,573万1,914円です。また、昨年度の決算でも同じような額が出ています。1割の不用額が出ていることは疑問があります。普通会計でいけば2%から3%ではないのでしょうか。被保険者は千葉県全体で83万8,986人ですので、1人当たりにしても330平均になって保険料の負担を減らすことができたのではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ目は、不用額について過去5年間についての金額と、パーセントにすると幾らぐらいか、お答えください。

2つ目は、毎年1割の不用額について、予算を立てるときにもっと精査をしていくべきだと考えますが、お答えください。

次に、予備費についてであります。3ページ、4ページです。

予備費は1,000万円計上されておりますが、使用はされておられません。そこで、1番目の質問は、予算ができてから、この予備費が毎年幾ら計上されて、そして予備費として使用されたことはあるのでしょうか。

2つ目に、この予備費も予算を立てるときに精査すべきだと考えますが、どうでしょうか。お答えください。

次に、議案第4号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算についてです。27ページです。

保険料の収納率についてお伺いします。特別徴収、また年金から差し引かれる方、そして普通徴収で口座振替などで徴収されている方の状況と収納率について、市町村別の割合はどのようになっていますか。お答えください。

以上です。

○議長（岩井文男） 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 不用額の過去5年間の金額とパーセントについてお答えします。

不用額については、平成27年度、2億7,923万2,709円、予算現額比率で5.8%、平成28年度、2億5,417万2,630円、予算現額比率で12.3%、平成29年度、6億3,701万6,196円、予算現額比率で28.7%、平成30年度、2億3,573万1,914円、予算現額比率で8.4%、令和元年度、2億7,631万9,270円、予算現額比率で10.7%となっております。

不用額に係る予算編成時の精査についてお答えします。

予算編成に当たっては、過去の決算額、伸び率を考慮するとともに、最も効率的・効果的な事業執行方法の検討を行った上で、必要となる予算の計上を行っております。

また、不用額につきましては、電算処理システムが国保中央会からの通知によりまして不定期に改訂増補が必要になることや、被保険者の医療の給付状況によってレセプト点検の経費等が変動することなどから、予算の一定額を留保していたことや、入札の結果、差金が発生することから、一定程度生じるものでございます。

当広域連合といたしましては、引き続き適切な予算の編成と執行に努めてまいります。

予備費の予算計上と使用実績についてお答えいたします。

予備費のこれまでの予算額につきましては500万円から2,000万円の範囲でありまして、平成22年度以降は毎年度1,000万円を計上してございます。その充当額につきましては、ゼロ円から約269万円となっており、年度当初に想定していない訴訟代理委託料などに充当しております。

次に、予備費の予算編成時の精査についてお答えいたします。

予備費は、地方自治法第217条の規定に基づいて予算に計上しているものであり、年度当初に想定していない事態に対応するために必要なものと認識しておりまして、今後

とも適正な執行に努めてまいります。

○議長（岩井文男） 岩田敬一資格保険料課長。

○資格保険料課長（岩田敬一） 特別徴収、普通徴収の徴収状況に関する質疑についてお答えいたします。

令和元年度末の県全体の被保険者数83万8,986人のうち、特別徴収による保険料を納付している被保険者数は59万6,670人、約71%となっており、普通徴収により保険料を納付している被保険者数は24万2,316人、約29%となっております。また、令和元年度における県全体の現年度分の収納率については、特別徴収は100%、普通徴収は約98.29%となっております。

普通徴収における納付の状況につきましては、口座振替による納付が11万1,302人で、普通徴収全体の約46%でございます。口座振替以外の納付方法については、金融機関やコンビニエンスストアの納付のほか、一部の市町村においてはクレジットカードや電子マネーといった納付方法を取り入れておりますが、それぞれ各市町村ごとの収納率の詳細については把握してございません。

○議長（岩井文男） 和田和夫議員。登壇でお願いします。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 長南町の和田です。2回目の質疑をいたします。

1つは、不用額について、やはりもっと精査すべきだと思います。そして、この不用額について、決算書にその不用額の一覧と、そして短いコメントをしたらどうでしょうか。お答えください。

2つ目に、予備費についてであります。やはりこの予備費1,000万、かなり高額になってきている。そして使われていない。この予算をもう少し削ることによって、県民の保険料が安くできるのではないかと。

以上、2回目の質疑とさせていただきます。

○議長（岩井文男） 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 不用額の精査と決算書類へのコメントという質疑でございましたが、不用額の1問目の……

○議長（岩井文男） 発言中ですが、もっと執行部の方、マイクに近づいて、聞こえるようにお願いします。

○総務課長（鶴岡 徹） 不用額の精査と資料へのコメントにつきましてですが、不用額

の中で電算処理システムの不定期な改訂増補と、大きな額の変動が広域連合の中で予期しない開発元の国保中央会からの通知によって適宜行われるですとか、そういったこと、金額が大きいこと等がありまして、一定の額の不用額が出てしまうということでございます。引き続き、可能な限り不用額が少なくなるよう精査して、予算の執行には努めてまいります。

資料のコメントということございましたが、いずれにいたしましても、事業の執行をいたしながら、執行状況を精査しつつ事業を進めていくということで、不用額が少しでも少なくなるよう、引き続き努めてまいります。

それから、予備費の精査につきまして、もっと少なくなるのかという質疑でございます。

予備費につきましては、いかんせん年度当初に想定していない事態に対応するためのものがございます。今年度につきましても、一般会計ではございませんが、コロナ対策等で充当しているようなものもございます。まさに予期しないものに充当するために一定額は必要であると考えておりまして、これまでの1,000万という、平成22年度からは一般会計については1,000万計上しているところでございます。適正に計上し、適正に執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩井文男） 次に、戸田由紀子議員。

[26番 戸田由紀子 登壇]

○26番（戸田由紀子） 四街道市の戸田由紀子でございます。広域連合議会初めての質疑となりますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号です。令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算、決算書は33ページになります。

ここの歳入の中の9款の諸収入、3項雑入、2目返納金について、私は初めて決算書を見せていただきまして、あまりにも金額が多いので、ここで質疑をさせていただきたいと思います。

①予算現額に対して調定額が約1億600万円増加しております。これの要因をお願いいたします。

②といたしまして、不納欠損額と収入未済額について、それぞれの件数及び保険給付費の返還金や資格喪失や負担割合の相違などの内訳の件数をお願いいたします。

③として、返納していただくための対応についてをお願いいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岩井文男） 答弁を求めます。西澤重悟給付管理課長。またまた、マイクを近づけて聞こえるようにご答弁をお願いします。

○給付管理課長（西澤重悟） 返納金の令和元年度決算についての幾つかの質疑にお答えします。

まず、予算現額に対して調定額が約1億600万円増加した要因についてお答えします。

歳入における返納金につきましては、年度ごとの収入額に大きな差異があり、見込みを立てることが困難であることから、確実に収入される額をもって予算計上するという方針の下、毎年10月末までに収入された金額で2月補正予算において増額しています。したがって、11月以降に債権が多く発生した場合、予算額に対し調定額が増加します。

令和元年度の返納金の決算において、調定額が予算現額を上回った主なものは、医療費返納金と一部負担金返納金の負担割合相違部分及び被保険者資格喪失後受診分であり、いずれも11月以降に新たな債権が発生したものでございます。

続きまして、不納欠損と収入未済の件数及びその内訳についてお答えします。

不納欠損の件数は41件、収入未済の件数は1,110件でございます。不納欠損41件の内訳としては、一部負担金返納金の負担割合相違分で39件、その他分で2件でございます。

収入未済1,110件の内訳としては、一部負担金返納金の負担割合相違分で800件、一部負担金返納金の被保険者資格喪失後受診分で285件、その他分で25件です。

次に、返納していただくための対応につきましては、納入通知書に記載した納付期限を経過した場合には、経過後20日以内に督促状を発送しております。さらに、督促状を送っても納付がない場合には、おおむね半年に1回催告書を発送しています。

そのほか、滞納者が医療機関や柔道整復の施術所などの場合には、電話による催告も行っております。

○議長（岩井文男） 戸田由紀子議員。

〔26番 戸田由紀子 登壇〕

○26番（戸田由紀子） ご答弁ありがとうございました。

これの返納金の11月以降の債権分というご答弁がありましたので、これは予算額との差額が生じるものというところで理解いたしました。

それで、この収入未済額から不納欠損に至るまでの、その期間ですね。その期間を1

点お尋ねいたしたいと思います。それで私の質疑は終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井文男） 西澤重悟給付管理課長。

○給付管理課長（西澤重悟） 公債権の時効でございまして、5年を経過した後に不納欠損としております。

○議長（岩井文男） 質疑の途中でありますけれども、換気のため休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（岩井文男） 再開いたします。休憩前に引き続き、議事を進めます。

次に、大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） それでは、私のほうから何点か伺いたいと思います。

先ほどの和田議員、戸田議員からも指摘されましたけれども、財政の一角である財政調整基金、不用額、これらの点ですね。これについて、財政調整基金については442億円ですか、今の残高が。これは何か見通しがあるのか。今後、適正な規模をどの程度と見ているのか。これを、やはりあまり貯めても、案外今、地方自治体って結構貯めているのですね。それで大規模開発なんかに金をかけている。そうではなくて、日頃から後期高齢者医療のために財源を活用してほしいと、これが本来なんです、その辺の絡みでどう考えているか。

それから、この不用額の、最近何か元気がないというのか、役所の中にも元気がないというのか、不用額が結構多くなっているのですね。予算を組んだ、これだけのことをやっていこうというふうに予算を組んだ割に不用額が、これも先ほどの議論の中にもありましたけれども——これ、違う分かい。そういうことで、もっと使うときは使うべきじゃないか。

それから、会場借上げ。ここを毎年、毎回借りているんですが、これ、幾らですか。1回、年間100万、150万。どこか、市とか県とかの施設で、そういう施設はないんですかね。できるだけ経費を落とす。

それから、高額療養費の公費負担ですが、これは基本的には申請主義になっていますよね。これを漏れていないのか。その場での追跡調査をしているかどうか。

それと、最後に、コロナ問題により高齢者の病院離れが進んでいます。やはりこれはやがて問題になりますから、やはり適正な対応というのが求められると思いますが、以上、お答えください。

○議長（岩井文男） それでは答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 財政調整基金の現状と今後についてお答えいたします。

財政調整基金は、地方財政法の規定に基づきまして、決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てて、積立て目標額としております2億円を超えた額は取り崩して一般会計に繰り入れ、市町村にご負担いただく共通経費負担金を減額する財源としております。

今後とも、決算状況を踏まえて適正な積立てを行い、財政の健全な運営を確保するよう努めてまいります。

民生費の不用額についてお答えいたします。

民生費の不用額は、特別会計への事務費の繰出金において2億3,656万5,276円が不用となったものでございます。

当該繰出金につきましては、電算処理システムについて開発元の国保中央会からの通知により不定期に改訂増補が必要となることとすとか、被保険者の医療の給付状況の変動によりましてレセプト点検の経費等が変動することから、予算の一定額を留保しております。年度末の当該繰出金の確定に伴い不用額が生じたものでございます。

会場の借上げについてお答えいたします。

会場借上げ費につきましては、令和元年8月、11月、令和2年2月に開催されました広域連合議会の臨時会及び定例会と、これらに先立つ議会運営委員会及び議員全員協議会の開催のための費用でございます。

当広域連合は議場を持たず、また、定数の関係などから構成市町村の議場を借用することも困難と考えられますので、引き続き適切に会場の確保を行ってまいります。

○議長（岩井文男） 西澤重悟給付管理課長。

○給付管理課長（西澤重悟） 私からは、高額療養費制度における申請についてお答えします。

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担額が過重なものとならないよう、

医療機関の窓口において医療費の自己負担額を支払っていただき、1か月ごとの自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として支給されるものですが、高額療養費の支給に係る申請は、口座等に変更がない限り、最初の申請手続きのみで、2回目からは、申請せずともご指定いただいた口座へ振込みしております。

また、高額な治療を受ける場合などは、前もって限度額適用認定証等の交付を受けることで、高額療養費としての支給を受ける代わりに医療機関の窓口での支払いを上限額までに抑えることができます。

さらに、高額療養費の計算につきましては当広域連合で行い、該当される方へは各市町村で勧奨通知を送付しております。仮にご家族と一緒に住んでいらっしゃらない場合で入院したときなどは、郵便を受け取ることができず未申請となってしまう事態を避けるため、郵便物の送付先を被保険者やご家族の申出により変更することができる旨、ご案内しております。さらに、申請がなされない高額療養費については、被保険者やご家族が市町村の窓口を訪れた際などに申請を勧奨するとともに、広域連合からも再勧奨通知を送付することとしております。

参考までに、令和元年度の再勧奨通知の送付実績は9,524通です。

続きまして、新型コロナウイルスの影響による病院受診離れについてお答えします。

当広域連合の令和2年2月以降の医療給付費の実績を見ますと、緊急事態宣言が発令された4月から5月の期間における1人当たり医療給付費は、前年同月と比して4月はマイナス10.6%、5月はマイナス13.0%という結果でございました。6月以降においても同様に、前年同月と比してマイナスが続いている状況です。

なお、新聞等によると、新型コロナウイルスの影響から、被保険者の受診控え等に伴い医療機関の減収等が生じているとの報道がありましたが、当広域連合では、その具体的な状況は把握しておりません。

○議長（岩井文男） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） いずれにしても、財政調整基金にしても、それから不用額の増大にしても、やはり患者負担の軽減に心を寄せると。そのために、先ほどの答弁にもありました、市の財政負担軽減のために財政調整基金を使うと。これを共有しながら、大いに財政調整基金の有効な活用、これを真剣に考えて、どこだか知らないけれども、小さな町でも何十億と持っているところもあるのですね。やはりそれでは、行政と逆さになっていると思うんですよ。やはり市民のために、町民のために行政があるわけですから、

行政のために市民があるわけではない。その辺、今後も努めていただきたい。そのための決意を改めて伺いたい。

これ、そうすると、高額療養費の公費負担について申請漏れはゼロと、こう理解していいわけですね。

○議長（岩井文男） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 財政調整基金につきましては、決算状況を踏まえて適正に積立てを行いまして、財政の健全な運営を確保するよう引き続き努めてまいります。

不用額につきましても、事業の実施状況を注意深く見ながら精査に努めてまいります。

○議長（岩井文男） 西澤重悟給付管理課長。

○給付管理課長（西澤重悟） 高額療養費につきましてお答えします。

広域連合から再勧奨通知を送付してから2年間は請求期限となりますので、申請漏れはゼロではございません。期限を過ぎたものについてはございます。

○議長（岩井文男） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） いずれにしても、財源が、この決算書を見る限り、かなり上があるというんだから。何かそんな……。

○議長（岩井文男） スイッチ、入っていますか。

○33番（大木傳一郎） ですから、やはり後期高齢者のための財源活用というの。財政調整基金に貯めたり、不用額で残したり、何やかんやで何か余裕ある在り方というのはあまりよくないのですよ。大いに負担を軽減するとか、あるいは、全国にもないような新しい企画をやるとか、いろいろなやりようというのは、恐らく有能な県の職員ですから、市の職員もいますけれども、その企画力、想像力、そういうものを十二分に持っていると思うのですよね。それを大いに発揮していただきたい。

ただ毎日毎日、日が過ぎるから、公務員というのは昔から役人根性。来て毎日過ぎれば、「はい、30年勤め上げた」、「40年勤め上げて無事済んだ」と。事故がなければいいと、こういうようことで思い切ったことをやる姿勢に欠けるのですよね。そういう意味で、それらを含めた思いも込めて、最後、ご答弁お願いします。

○議長（岩井文男） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 財政調整基金につきましては、決算状況を踏まえて適正に積立てを行い、適正に運営を確保してまいりますし、不用額につきましても、今の電算システムの改訂増補や被保険者の医療の給付状況等、変動する要素がございますので、一定

程度の不用額が出ておりますが、被保険者が安心して医療を受けられるよう、制度が安定的に運営されるように、我々広域連合も予算を適切に計上し、適切に執行してまいります。

○議長（岩井文男） 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号から議案第6号までの4件に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第3号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩井文男） 起立全員であります。

よって、議案第3号は認定されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

地福美枝子議員から通告がありますので、発言を許します。

地福美枝子議員、登壇。

〔38番 地福美枝子 登壇〕

○38番（地福美枝子） 酒々井町選出の地福と申します。

議案第4号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で意見を申し上げ、討論といたします。

75歳以上の高齢者は、戦前、戦中、戦後の苦難の時代を生き抜いてきた人たちです。多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると老人福祉法には明記されています。

高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任です。しかし現実には、年収が200万以下が4割、国民年金だけを受給する人の平均収入は月約5万円です。

金融庁の審議会が、老後資金は厚生年金だけでは足りないから2,000万円が必要という報告書を出したことが、国民に大きな衝撃となりました。年金は100年安心という宣伝はうそで、自助、自己責任で老後資金を準備しないと暮らしていけないと、そういうことを政府が認めたこととなります。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで

負担増と差別を押しつけるものです。

厚生労働省は今年12日に、低所得者を除く一般所得の約945万人全てを現行の1割から2割に引き上げた場合、平均で現在の年8万1,000円から3万4,000円を増やして11万5,000円になると、そうした推計を社会保障審議会の部会に示しました。年内には結論を出す予定だとしています。

低所得者を除いた一般所得の人は全体の52%、約半分です。部会では、日本医師会から、安心を妨げるもの、日本看護協会からは、受診控えや治療中断に繋がるなどの批判が出たそうです。

ここ、千葉県の広域連合の中でも滞納者も増加しているようですし、保険料の軽減特例も撤廃されました。均等割も平成26年から2年ごと、引き上げられています。平成20年度から、均等割は3,600円の引上げ、所得割率は0.77%、限度額も12万円引上げで連続負担増となっています。

被保険者数の34%は低所得者です。高齢になるほど医療機関を受診する割合は当然高くなり、医療費が多くなります。基金や、また不用額の活用、さらに市町村に軽減のための法定外繰入れをしてもらうなど、保険料の軽減への道を開くべきではないでしょうか。さらに、国に対して十分な財源も求めるべきです。

このような後期高齢者医療制度は、高齢者の声、要望が届きにくいという制度の仕組みそのものに問題があるのではないのでしょうか。

よって、議案第4号、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出に対し、この決算に反対をいたします。

○議長（岩井文男） 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩井文男） 起立多数であります。

よって、議案第4号は認定されました。

次に、議案第5号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩井文男） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩井文男） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

◎一般質問

○議長（岩井文男） 次に、日程第8、一般質問を行います。

申合せにより、質問時間は、今定例会のみ答弁を含め1人10分以内とし、質問回数は3回以内といたします。質問については、執行部の答弁時間を考慮されるようお願いいたします。

それでは、2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 一般質問を行わせてもらいます。長南町の和田和夫です。

医療費の2割負担についてです。

75歳以上の医療費の窓口負担について、全世代型社会保障検討会議で議論がされ、年末までに結論を出すと公表されています。

75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担について、現在の1割から2割に引き上げられようとしています。医療団体などが負担増中止を求める一方、財界は2割負担の広範囲設定や原則化を迫っており、予断を許さない状況です。

窓口2割負担は、年収240万円以上で383万円未満を対象にするという厚生労働省の検

討案が報じられています。後期高齢者の1割に当たる190万人が対象になると言われています。しかし、年収の線引きを巡っては政府与党内や医療関係団体にも異論があり、今、調整がされているところです。75歳以上の人は1,700万人、医療費の窓口負担は、現在、年収383万円以上の現役並みの所得がある人は3割負担となっており、115万人います。介護保険制度では、所得が多い人は2割負担になっていて、介護保険制度と同じくしたいと考えられます。

年を重ねれば病気になりやすくなるため、今でさえ75歳以上の1人当たりの患者負担は、75歳より1.7倍も多い年7万4,000円からかかっています。厚生労働省の試算によれば、負担割合が1割から2割になると、年3万5,000円程度の値上げになるそうです。

コロナ禍で受診控えが広がって、持病の重症化が起きています。患者負担を強ければ、これを助長することになるのは明白です。日本医師会からは再三再四にわたって、「受診せずに重症化したら、結局は医療費が多くかかる。安心がなければ国民は幸せに暮らせない」と反対意見が出ています。自己負担を押しつけるのではなく、ケアに厚い社会にしていくべきです。

医療費を2割負担にしないよう、国へ働きかけを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（岩井文男） 答弁を求めます。山本 昇事務局長。

○局長（山本 昇） 後期高齢者医療費の窓口負担に係る国への働きかけに関するご質問についてお答えいたします。

広域連合では、後期高齢者医療制度における窓口負担割合について、現状の維持や高齢者の実態等を踏まえた慎重な検討などについて、例年その旨を国へ要望しております。

○議長（岩井文男） 和田和夫議員。登壇でお願いします。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 2回目の質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、やはり年間で3万5,000円もの値上げになるのは大変な負担になると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（岩井文男） 要望でよろしいですね。

次に、大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） 元年度の決算から受けた貴い教訓、課題、千葉県の高域連合として今後いかにあるべきかと、そういうものを見いだしていくのが決算の審査の指針です

よね。執行部側として、それらの議論、教訓と課題を、この1年間、現状をどう見ているか。それについてまずお答えください。

それから、第2に、いつでも患者は大変です。私も今回、大病になってしまい、いろいろな病院へ行きましたけれども、やはり患者の保険料窓口負担、これはかなりきついですよね。

特に今、和田議員からも出ましたけれども、窓口負担の2割引上げ、これは私の匠瑛市の市議会では全会一致で、2割負担をやめようと関係機関に意見書を出しました。これは後期高齢者、市民の願いだと思いますよ。

そういうことを後期高齢者全国連合もやっているでしょう。果たして県はどうだったのか。県も政府に、関係機関に、これをやると高齢者が困るわけですから今やるべきではないという意見具申を、連合長、あるいは広域議会議長、連名でも、政府、関係機関に申し入れるということが大事だと思うんですが、それはいかがいたしますか。

それから、いつも質問しているわけですが、やはり県民と高齢者、広範な医療関係者などの県民の声を集約する、聴取する懇談会、意見交換会の充実と強化。確かにやっているのはやっているんですが、いわゆる狭いというのか、聞く範囲が非常に狭い。もっと広範囲な、年に1回ぐらい、大っぴらにいろいろな方に来てもらって意見を聞く。そういうことが私は必要、大事だと。それこそ開かれた広域連合になっていくのではないか。その努力を何でやらないのかなと不思議に思っちゃうんですね。ぜひ、昨年度、そして今後どうするか、お答えください。

○議長（岩井文男） 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 決算からの教訓と課題についてお答えいたします。

令和元年度決算における一般会計の実質収支は約2億7,400万円であり、また、特別会計の実質収支は約93億2,600万円と……

〔「もうちょっと大きい声でできませんか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（鶴岡 徹） 恐れ入ります。いずれも黒字を確保しており、本県の後期高齢者医療制度について、健全かつ安定的に運営を行ったものと認識しております。

一方、当制度におきましては、今後も被保険者の増加が見込まれるとともに、医療の高度化等による医療給付費の増加などにより厳しい状況が続くものと考えられることから、医療費の適正化に取り組む等、引き続き、制度の円滑かつ安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

それから、懇談会、意見交換会の充実についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、被保険者や医療関係者、医療保険者等の12名から成る懇談会を開催しており、様々なお立場から制度の運営に関し意見を伺っております。

また、被保険者の方からは、広報紙やホームページなどを通じて様々な意見などが寄せられており、これらに対し丁寧な対応を実施しております。

現段階においては、広聴事業が適切に実施されているものと認識しておりますが、他団体と情報交換を行いながら広聴事業の充実に努めてまいります。

○議長（岩井文男） 岩田敬一資格保険料課長。

○資格保険料課長（岩田敬一） 私からは、窓口負担2割引上げに関する質問についてお答えいたします。

現段階においては、国において様々な観点から検討が行われているところであり、引き続き国の動向を注視しながら、現状の維持や高齢者の実態等を踏まえた慎重な検討等について要望してまいりたいと考えております。

○議長（岩井文男） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎） 決算の内容、数値的な内容を私は聞いているわけではないのですよ。黒字だと。確かに全体を見たらかなり余裕がある決算ですよ。ただ、そこから見渡すものがあるわけでしょう、そこから見える風景が。この財力で、この黒字の状況の中で、来年は大いに後期高齢者の皆さんのためにこんなことをやってみようという企画を立ててみたらどうですかね。いろんなことができると思うよ。

ただ綿々とというのか、同じことを毎年毎年やっていけば、それは無事無難ですよ。それ、ぜひ、首が飛んでもいいから「よし、これをやろう」というぐらいの気迫を持たないと、何かはつきりしない状態ですよ。

ああ、時間が来ちゃうんだな。

それで、情報交換会。これ、希望者がある団体には、申し込めばやっていけると、やりますというふうに検討してみてください。お願いします。

○議長（岩井文男） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹） 意見交換会につきましては、現在行っておる懇談会が適切なものと現時点では考えておりますので、これを適切に引き続き実施するとともに、また他団体と情報交換を行いながら、他の広域連合と情報交換を行いながら、広聴事業自体の

充実に努めてまいります。

○議長（岩井文男） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続調査の許可

○議長（岩井文男） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の許可を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井文男） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井文男） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議員の皆さんにおかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後 0時03分

前 議 長 山 口 栄 作

議 長 岩 井 文 男

副 議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 大 木 傳 一 郎

署 名 議 員 久 保 木 清 司

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	令和2年11月17日	承 認
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	令和2年11月17日	同 意
議案第 3号	令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年11月17日	認 定
議案第 4号	令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年11月17日	認 定
議案第 5号	令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	令和2年11月17日	可 決
議案第 6号	令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）	令和2年11月17日	可 決